

浦添市の人事行政の運営等の状況について

浦添市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年浦添市条例第1号）第4条の規定により職員の任用及び職員数等に関する状況について公表します。

1 職員の任用および職員数に関する状況

(1) 採用及び退職の状況（平成27年度）

区 分	採用(人)	退 職(人)			
		定 年	勸 奨	その他	合 計
市長部局等	25	7	2	4	13
教育委員会	1	4	1	2	7
水 道 部	1	0	0	0	0
合 計	27	11	3	6	20

(2) 職員数の状況

定員管理

⑦部門別職員数の状況と主な増減理由（平成28年4月1日現在）

部門 \ 区分			職員数		前年度 増減数	主な増減理由 () 書は人口 10,000 人あたり職員数
			27 年	28 年		
普通会計部門	一般行政	議会	8	8	0	
		総務	146	145	△ 1	財務参事 1 人増、総務課 1 人増、職員課 2 人増、市民課窓口委託等により 5 人減
		税務	45	45	0	
		労働	3	3	0	
		農林水産	4	4	0	
		商工	8	8	0	
		土木	95	95	0	
		民生	131	134	3	子育て支援室設置 2 人増、臨時給付金支給室 1 人増
		衛生	36	36	0	
		計	476	478	2	(人口 10,000 人あたり職員数 41.66 人)
	特別行政	教育	129	126	△ 3	学務課欠員 1 人、こども青少年課欠員 1 人、教育研究所 1 人減
		消防	96	97	1	欠員補充 1 人
	小計		701	701	0	(人口 10,000 人あたり職員数 61.36 人)
公営企業等	水道	34	36	2	配水課 1 人増、欠員補充 1 人	
	下水道	14	15	1	公営企業化準備室設置 1 人増	
	その他	50	50	0		
	小計	98	101	3		
合 計		799	802	3	(人口 10,000 人あたり職員数 69.94 人)	

(注) 職員数は、一般職に属する職員数で地方公務員の身分を有する休職者、派遣職員などを含み、臨時または非常勤職員を除いたものです。

定員適正化計画の数値目標及び進捗状況(実績)

定員適正化手法の概要

事務事業全般の見直し、行政組織の簡素効率化、指定管理者制度を含む民間業務委託等の強力な取組による定員削減に努め、職員研修による職務遂行能力の向上等、少数精鋭による定員適正化を推進する。

(各年4月1日)

区分 部局		17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	18～28年	18～22年
		計画始期	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	実績計	数値目標
一般行政	職員数	467	471	470	462	467	471	469	469	466	470	476	478	478	
	増減		4	△ 1	△ 8	5	4	△ 2	0	△ 3	4	6	2	11	
教育	職員数	206	196	182	166	153	141	138	137	135	131	129	126	126	
	増減		△ 10	△ 14	△ 16	△ 13	△ 12	△ 3	△ 1	△ 2	△ 4	△ 2	△ 3	△ 80	
消防	職員数	98	97	97	97	96	96	95	97	96	96	96	97	97	
	増減		△ 1	0	0	△ 1	0	△ 1	2	△ 1	0	0	1	△ 1	
公営企業等計	職員数	92	92	92	95	93	96	97	97	99	100	98	101	101	
	増減		0	0	3	△ 2	3	1	0	2	1	△ 2	3	9	
計	職員数	863	856	841	820	809	804	799	800	796	797	799	802	802	808
	増減		△ 7	△ 15	△ 21	△ 11	△ 5	△ 5	1	△ 4	1	2	3	△ 61 (110.9%)	△ 55

計画期間は、17年～22年の5年間である。計画期間は、17年～22年の5年間である。数値目標は、平成17年4月1日
(注)1 職員数863人を平成22年4月1日までに55人、(6.4%)を削減し、職員数を808人とするもの。計画期間を終えているものの、後年度の27年までは定員適正化の考え方を踏襲することとする。

2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、実績計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

2 職員の競争試験及び選考の状況

採用試験の実施状況（平成27年度）

（単位：人、倍）

職種	申込者数	一次試験 受験者数 A	二次試験 受験者数	最終合格者数 B	倍率 (A/B)
一般行政職	387	292	25	13	22.5
社会福祉士	17	9	3	2	4.5
建築技術職	5	4	4	2	2.0
電気技術職	14	10	5	2	5.0
消防職(救急救命士)	53	33	6	2	16.5
合 計	476	348	43	21	16.6

3 職員の給与の状況

(1) 歳出総額に占める人件費の割合(平成27年度普通会計決算)

歳出総額 A	人件費 B	人件費率 B/A	前年度 人件費率
46,578,010千円	5,718,347千円	12.3%	13.4%

(2) 一般職給与費の状況(平成27年度普通会計決算)

職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
人	千円	千円	千円	千円	千円
701	2,384,565	434,554	898,556	3,717,675	5,303

(3) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

(平成28年4月1日現在)

一般行政職	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
	40.2歳	293,400円	344,700円

(4) 初任給の状況

(平成28年4月1日現在)

区 分	浦 添 市		国	
	決定初任給		決定初任給	
一般行政職	大 学 卒	176,700円	176,700円	
	高 校 卒	144,600円	144,600円	

(5) 職員手当の状況

区 分	内 容			
扶養手当	配偶者			13,000円
	子など			6,500円
	配偶者がいない場合1人目			11,000円
	16歳～22歳の子1人につき 5,000円加算			
住居手当	住居を借り受けしている職員に支給			家賃により 27,000円まで
通勤手当	通勤距離が2km以上でバスなどを利用している職員に支給			
	・ 交通機関(バス等)利用者			6箇月定期券等の価格
	・ 交通用具(自動車等)利用者			距離に応じ 2,300円～40,000円
特殊勤務手当	支給実績(27年度決算)			15,127 千円
	支給職員一人当たり平均支給年額(27年度決算)			50,400円
	手当の種類			11種類
時間外勤務手当 (休日勤務手当を含む)	支給実績(27年度決算)			167,922 千円
	職員一人当たり支給年額			239,547円

(6) 期末勤勉手当の支給割合

(平成28年4月1日現在)

浦 添 市		国	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.6月分	1.6月分	2.6 月分	1.6月分
計 4.20月分		計 4.20月分	

(7) 退職手当の支給割合

(平成28年4月1日現在)

浦 添 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
定年前早期退職特例措置	2%～20%加算		定年前早期退職特例措置	3%～45%加算	

(8) 特別職の給料等の状況

(平成 28 年 4 月 1 日現在)

区 分		月 額	区 分		支給割合
給 料	市 長	904,000 円	期 末 手 当	市 長	3.15 月分
	副 市 長	749,000 円		副 市 長	
	教 育 長	675,000 円		教 育 長	
報 酬	議 長	536,000 円		議 長	3.15 月分
	副 議 長	479,000 円		副 議 長	
	議 員	452,000 円		議 員	

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 一般職員の勤務時間 (平成28年度)

1週間の 勤務時間	勤務時間の割振り				
	始業時刻	終業時刻	休憩時間	休息時間	週休日
38時間45分	8時30分	17時15分	12時00分 ～13時00分	廃止	土・日曜日

(2) 年次休暇の状況 (平成27年 4 月1日から平成28年 3 月31日)

総付与日数	総使用日数	対象職員数	一人当たり平均使用日数	使用率
15,406.6日	6,283.7日	422 人	14.9 日	40.8%

(3) その他の休暇制度の状況

特別有給休暇

特別有給休暇の範囲	有給の期間
1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第33条の規定による交通の制限又は遮断の場合	その理由の発生している期間
2 風水震災火災その他非常災害による交通遮断の場合	その理由の発生している期間
3 風水震災火災その他天災地変による職員の現住居の滅失又は破壊の場合	1週間を超えない範囲内においてその都度必要と認める期間
4 交通機関の事故等の不可抗力の場合	その理由の発生している期間
5 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署に出頭する場合	その都度必要と認める期間
6 選挙権その他公民としての権利を行使する場合	その都度必要と認める期間
7 市の事務又は事業の運営上の必要に基づく事務又は事業の全部又は一部の停止(台風の来襲等による事故発生の防止のための措置を含む。)した場合	その都度必要と認める期間

8 職域又は市若しくは沖縄県の代表として諸行事に参加する場合	その都度必要と認める期間																				
9 負傷又は疾病(予防注射又は予防接種による著しい発熱等の場合、第10項及び第13項に掲げる期間を超えるつわり及び生理の場合を含む。)の場合	(1) 医師の証明書等に基づき イ 公務に起因する場合 療養に必要な全期間 ロ 結核性疾患の場合 1年の範囲内でその療養に必要な期間(その期間が1年に満たない場合において、その療養期間満了の日から起算して6月以内に再び結核性疾患により療養を要するときには、前に与えた療養期間は、これを通算する。) ハ ロ以外の私傷病 90日の範囲内でその療養に必要な期間																				
	(2) 前号に掲げるもののほか、医師にかかる必要もない軽い病気 1年度を通じて10日以内(年の中途において新たに職員となった者のその年における日数は、次の表に掲げるとおりとする。)																				
	<table><tr><td>採用の月</td><td>4月</td><td>5月</td><td>6月</td><td>7月</td><td>8月</td><td>9月</td></tr><tr><td>日数</td><td>10日</td><td>9日</td><td>8日</td><td>8日</td><td>7日</td><td>6日</td></tr></table>							採用の月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	日数	10日	9日	8日	8日	7日	6日
	採用の月	4月	5月	6月	7月	8月	9月														
	日数	10日	9日	8日	8日	7日	6日														
<table><tr><td>採用の月</td><td>10月</td><td>11月</td><td>12月</td><td>1月</td><td>2月</td><td>3月</td></tr><tr><td>日数</td><td>5日</td><td>4日</td><td>3日</td><td>3日</td><td>2日</td><td>1日</td></tr></table>							採用の月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	日数	5日	4日	3日	3日	2日	1日	
採用の月	10月	11月	12月	1月	2月	3月															
日数	5日	4日	3日	3日	2日	1日															
10 妊娠障害休暇	10日を超えない範囲内においてその都度必要と認める期間																				
11 職員の分べんの場合	医師又は助産婦の証明等に基づく分べん予定日以前8週間目に当たる日から分べん後8週間目に当たる日までの期間(多胎妊娠の場合は産前産後各14週間)内で必要な期間																				
12 妊娠中の職員が母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合	妊娠23週(6月末)(1月は28日として計算する。以下この項において同じ。)までは4週間に1回、妊娠24週(7月)から35週(9月末)までは2週間に1回、妊娠36週(10月)から分べんまでは1週間1回としてその都度必要と認める期間																				
13 生理に有害な職務に従事する女子職員及び生理日において勤務することが著しく困難である女子職員の生理の場合	2日を超えない範囲内においてその都度必要と認める期間																				
14 生後1年に達しない生児を育てる場合	1日90分とし、2回以内(土曜日は1回とし、60分以内とする。)																				
15 職員が結婚する場合	1日を単位として5日																				
16 職員の配偶者が分べんする場合	分べん前後各3週間以内において1日を単位として5日																				
17 忌引の場合	死亡した者		血族		姻族																
	(1) 配偶者(婚姻の届出をしていないが婚姻関係と同様な事情にある者を含む。)		10日以内																		
	(2) 父母		7日以内		3日以内																
	(3) 子		5日以内		1日																
	(4) 祖父母		3日以内		1日																
	(5) 孫		1日																		
	(6) 兄弟姉妹		3日以内		1日																
	(7) 伯叔父母		1日		1日																
	備考																				
	1 生計を一にする場合は、血族に準ずる。 2 祖父母、伯叔父母を代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける																				

	場合は、7日とする。 3 忌引日数は任命権者が承認した日から計算する。なお、葬儀のため遠隔の地に赴く必要がある場合には、実際に要する往復日数を加算することができる。
18 父母、配偶者又は子の祭しを行う場合	1日(17の項の備考3を準用する。)
19 夏季休暇	一の年度の5月から10月までの期間において、週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する6日の範囲内の期間
20 妊婦の通勤緩和休暇	1日2回 1回30分
21 職員の家族の看病を要する場合	通院の場合 1年度を通じて10日以内(年の中途において新たに職員となった者のその年における日数は、9の項第2号の表を準用する。)
22 職員の子供が予防接種を受ける場合	その都度半日以内
23 職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	その都度必要と認める期間
24 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき。 (1) 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動 (2) 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって市長が認めるものにおける活動 (3) (1)及び(2)に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動	1日を単位として継続し、又は分割して1年度5日以内
25 男性職員の育児参加休暇(職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。)	当該期間内における5日
26 短期介護休暇(負傷、疾病又は老齢に	一の年度において5日(要介護者が2人以上の場合は10日)

より2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者（要介護者）の介護や必要な世話をを行うため、勤務しないことが相当であると認められるとき）

介護休暇（無給）

適 用 範 囲	期 間
職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認められる期間とする。

5 職員の休業、分限及び懲戒の状況

（1）育児休業等の取得者数の状況（平成27年度新たに取得したもの）

休業の種類		人数	休業の種類		人数
育児休業	男性職員	0人	部分休業	男性職員	0人
	女性職員	29人		女性職員	8人

（2）分限処分の状況（平成27年度）

区分	降任	免職	休職	降給	合計
処分者数	0人	0人	25人	0人	25人

（3）懲戒処分の状況（平成27年度）

区分	戒告	減給	停職	免職	合計
処分者数	0人	0人	1人	0人	1人

6 職員のサービスの状況

営利企業等の従事許可の状況（平成27年度）

区 分	申請件数	許可件数
営利企業等の従事許可申請	113件	113件

※うち、国勢調査107件

7 職員の研修及び勤務成績（人事評価）の評定の状況

（１）「職員の研修の状況

平成27年度 研修実施総括表						
	No	研 修 名	一回当たりの 日 数	一回当たりの 時 間	回 数	修 了 人 数
一般研修	1	新規採用職員研修	10	76	1	27
	2	新規採用職員フォロー研修	3	21	1	25
	3	初級職員研修	2	14	1	41
	4	中級職員研修	2	14	1	19
	5	上級職員研級	2	14	1	18
		小 計	19	139	5	130
特別研修	1	公務員倫理研修	1	1.5	1	22
	2	普通救命講習Ⅱ	1	4	1	14
	3	財務会計研修	1	7	1	188
	4	文書取扱事務研修	1	1.5	1	56
	5	「特別講演会」 ～沖縄振興一括交付金の最近の現状について～	1	1	1	74
	6	人事評価研修	1	1.5	6	544
	7	目標設定研修	1	3	4	258
	8	情報セキュリティ研修	1	1	1	41
	9	ハラスメント防止研修	1	2	1	42
	10	情報公開・個人情報保護制度実務研修	1	2	1	30
	11	メンタルヘルス研修	1	3	1	21
	12	マネジメント研修	1	6	2	88
	13	行政不服審査法研修	1	3	1	89
	14	審理員研修	1	2	1	21
		小 計	14	38.5	23	1488
派遣研修	1	自治大学校派遣（2部）				1
	2	自治大学校派遣（3部）				1
	3	内閣府派遣研修				1
	4	市町村アカデミー派遣研修				21
	5	全国市町村国際文化研修所派遣研修				8
	6	沖縄県市町村職員研修センター派遣研修				65
	7	自治体職員政策形成セミナー				2
	8	NOMAキャリアアップ・フォーラム				4
		小 計				103
自己研修	1	自主研究グループ 6グループ				84
	2	部局研修助成 箇所				
	3	通信教育				1
		小 計				85
		総 合 計	33	177.5	28	1806

(2) 勤務成績評定の状況（平成27年度）

平成20年度より引き続き「人材育成のための人事評価制度」の試行を継続して実施。職員の指導、研修に活用しております。

なお、平成28年度からは、能力評価と業績評価の両面からなる新たな人事評価制度を導入しております。

8 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康診断の状況（平成27年度）

区 分	内 容	対象者	受診者	備 考
職員健康診断	集団検診	人間ドック受診以外の職員	170名	
	人間ドック	希望者（市町村職員共済組合事業）	666名	共済組合、厚生会助成金及び自己負担金
	脳ドック	希望者（市町村職員共済組合事業）	41名	共済組合、厚生会助成金及び自己負担金
	PET 検診	希望者（市町村職員共済組合事業）	9名	共済組合、厚生会助成金及び自己負担金

(2) 保健活動（平成27年度）

職員健康診断事後指導の実施

診断結果に基づき産業医・健康管理嘱託員の指導実施

1 健康相談

産 業 医 115件

健康管理嘱託員 531件

2 保健室利用件数 2,063件

(3) 地方公務員災害補償状況（平成27年度）

区 分	公務災害	通勤災害
認定件数	0件	1件

(4) 厚生会の状況（平成27年度）

市負担金		会員数	
給料総額の4/1000（職員掛金5/1000）		806人	
市負担金による主な事業		職員掛金による主な事業	
給付事業	傷病見舞金等 36人	給付事業	入学祝金・健康増進奨励金等 311人
自主選択事業	能力開発補助等 849人	文化体育事業	サークル助成等 206人
保健予防事業	人間ドック補助等 1,015人		

9 退職管理の状況

平成28年4月1日施行の地方公務員法の一部改正により、再就職した元職員による働きかけの規制等が規定されました。本市においても、再就職情報の届出等を定めた退職管理に関する条例を制定し、職員の退職管理の適正を確保する取組みを行っております。在職時に部長級及び課長職に就いていた元職員から届出のあった再就職情報の件数は、2件です。（平成27年度退職者）